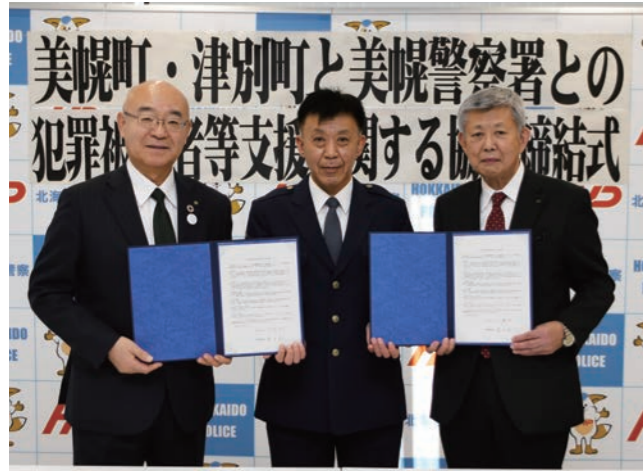


犯罪被害者の方が平穏な日常生活を送れるように・・・ 犯罪被害者等支援条例を制定しました。



町では、万が一犯罪被害者になってしまった方やその遺族に対する支援に取り組むため、「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者の支援についてその基本的事項を定めた「津別町犯罪被害者等支援条例」を制定し、4月1日から施行しました。
犯罪被害者が再び平穏な日常生活を送れるよう、警察等関係機関と連携し、支援を行います。

美幌町・津別町と美幌警察署の協定締結式

3月27日、美幌町役場庁舎内にて美幌町・津別町と美幌警察署との犯罪被害者等支援に関する協定締結式が行われました。
2町の誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現を目指し、協定書に書名をしました。

支援の概要

○見舞金の支給

犯罪行為により死亡した町民の遺族や、犯罪行為により一定以上の傷害を受けた町民に対し、経済的負担を軽減するため見舞金を支給します。
※申請が必要です。

	支給対象者	支給要件	支給額
遺族見舞金	被害者の遺族	被害者の死亡	30万円
傷病見舞金	被害者本人	犯罪行為により傷害（1ヶ月以上の治療を要する負傷または疾病を医師に判断されたもの）を負われた方	10万円

○その他支援

日常生活の支援、居住安定のための支援、安全確保、犯罪被害に対する町民および事業者の理解の増進などを行います。

○問い合わせ先 住民企画課 住民環境係12番窓口 ☎77-8377

個人住民税の定額減税について

令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。
個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

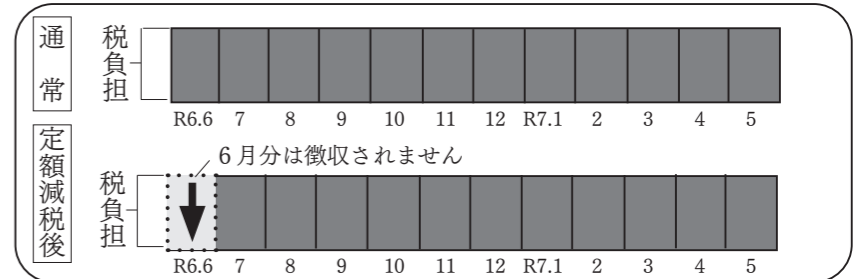
○ 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

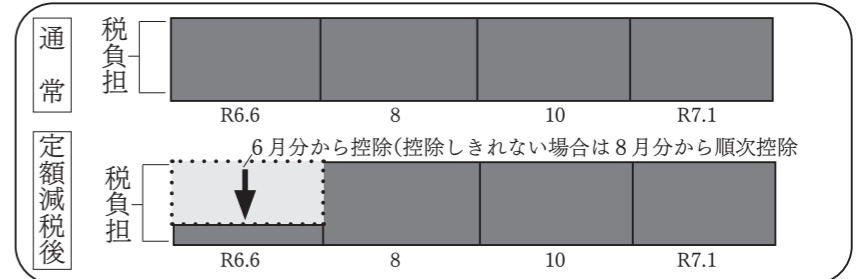
- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
- ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法(令和6年度分) (定額減税の対象となる方)

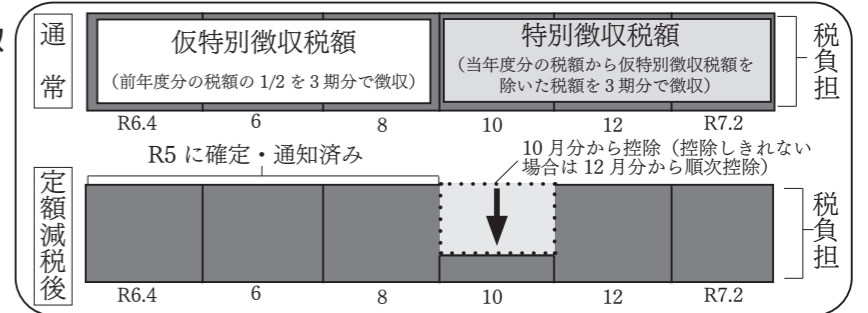
- ① 給与所得に係る特別徴収 (給与所得者の方)
▶ 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



- ② 普通徴収 (事業所得者等の方)
▶ 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



- ③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収 (年金所得者の方)
▶ 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



その他

- 減税額については、納税通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)